

工業用水道事業会計

令和7年度釧路市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度釧路市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	4か所
(2) 総給水量	3,139千 m^3
(3) 一日平均給水量	8,600 m^3
(4) 主要な建設改良事業	
ア 中央監視装置取替工事	1式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	65,938千円
第1項 営業収益	65,605千円
第2項 営業外収益	333千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	57,123千円
第1項 営業費用	56,479千円
第2項 営業外費用	644千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額47,609千円は、当年度分資本的収支調整額4,068千円及び過年度分損益勘定留保資金43,541千円で補填するものとする。）。

支 出	
第1款 資本的支出	47,609千円
第1項 建設改良費	44,748千円
第2項 企業債償還金	2,861千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ

い。

(1) 職 員 給 与 費

10,716千円

令和7年2月21日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典